

平成23年12月13日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 舛田美子

平成23年(ハ)第2420号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年11月15日

判 決

広島市南区

原告

同訴訟代理人弁護士

横浜市西区藤棚町二丁目177番地14

被告

同代表者代表取締役

主

板 根 富 規

大 陽 株 式 会 社

富 澤 昭 典

文

- 1 被告は、原告に対し、11万円及びこれに対する平成23年6月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを100分し、その66を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する平成23年6月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求の類型

本件は、原告が、被告に対し、光保証株式会社（以下「光保証」という。）が平成23年6月24日原告に対し、原告が平成19年6月14日に株式会社栄光（以下「栄光」という。）から50万円を借り入れその残金38万197

9円（以下、50万円の借入金を「本件借入金」と、残金38万1979円を「本件借入残金」と、それぞれいう。）を被告に債権譲渡した旨の通知をした（以下「本件債権譲渡」という。）が、原告は栄光に対し本件借入金債務を負ったことはないのであり、被告は原告に本件借入残金債務のないことを知りながら、原告に本件債権譲渡に基づく本件借入残金の支払を請求したもので、被告の請求は不法行為に該当し、被告の架空請求により原告は精神的苦痛を被りこれを慰謝するには30万円が相当であると主張して、不法行為に基づく損害賠償として30万円及び弁護士費用相当損害金3万円の合計33万円とこれに対する不法行為の日（本件債権譲渡通知を受領した日）である平成23年6月24日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提となる事実（掲記の証拠等により容易に認定できる事実）

(1) 原告は、栄光との間で、平成3年（1991年）8月23日から平成19年（2007年）5月28日までの間、金銭消費貸借契約に基づく継続的貸付取引を行った（以下「栄光取引」という。）（甲2）。

(2) 原告は、平成19年7月19日ころ、栄光を被告として栄光取引について利息として支払われた部分のうち利息制限法所定の利率を超えて支払われた部分を元本に充当する計算の推定計算による過払金184万2017円、過払金に対する民法所定年5分の割合による同法704条前段所定の過払金に対する利息（以下「法定利息」という。）12万5408円、184万2017円に対する平成19年7月18日から支払済みまでの法定利息並びに栄光取引の取引履歴不開示による損害賠償として50万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めて広島地方裁判所に提訴した（平成19年（ワ）第1128号。以下「栄光訴訟」という。）。

（甲11）。

(3) 原告は、栄光が栄光訴訟提起後に栄光取引の取引履歴を開示したため、平

成19年10月5日の栄光訴訟の第2回口頭弁論期日において、過払金返還請求につき、過払金121万6664円、法定利息7万9763円及び過払金121万6664円に対する平成19年7月18日から支払済みまでの法定利息の支払請求に請求を減縮した（甲10，甲14の2）。

- (4) 栄光は、栄光訴訟において、請求減縮後の原告主張の過払額を認めた上で和解を希望する旨の答弁書を提出したが第2回口頭弁論期日には出席しなかった（甲2）。なお、栄光の開示した取引履歴には、本件借入金の記載はない（甲2，9）。
- (5) 広島地方裁判所は、平成19年11月16日、原告の請求減縮後の過払金についての請求を認容する判決をした（甲2）。
- (6) 光保証は、栄光の貸金について借主との間で信用保証委託契約を締結している（甲5）もので、原告は、栄光取引においても光保証との間で信用保証委託契約を締結していた（弁論の全趣旨）。
- (7) 本件債権譲渡の通知書（甲第1号証）には、光保証の所在地が「東京都目黒区大橋2-3-5バルビゾン41ビル3F」とあるが、同所には存在しない（甲1，4）。
- (8) 光保証は、平成23年6月24日（弁論の全趣旨）、同月23日付け書面で原告に対し、本件債権譲渡の通知をした（甲1）。
- (9) 本件債権譲渡の通知書には、本件借入金、本件借入残金、光保証の住所・社名・代表者名の記載及び光保証の社印の押印の他に、被告の住所・社名・電話番号、本件借入残金の振込口座として「りそな銀行横浜支店、普通預金口座、口座番号：1677677、口座名義人：被告」の記載があり、被告の社印が押印してある（甲1）。
- (10) 本件債権譲渡の通知書の送付以外に被告からの支払請求はない（弁論の全趣旨）。

3 争点

- (1) 本件借入金及び本件借入残金の有無
- (2) 本件債権譲渡につき、被告が本件借入残金が存在しないことを知っていたか、知らないことに過失があったか。
- (3) 被告が本件債権譲渡に基づき原告に本件借入金残金の支払を請求したことになるか。
- (4) 慰謝料額及び弁護士費用相当損害金の額

4 争点(1) (本件借入金及び本件借入残金の有無) に関する当事者の主張

(1) 原告

原告と栄光との間には、栄光取引以外の貸付取引はなく、また、栄光取引については過払いがあるとする判決が確定しており、本件借入金は存在せず、したがって本件借入残金は存在しないし、光保証による本件借入残金 38 万 1 9 7 9 円の代位弁済もありえない。したがって、本件債権譲渡はありえない。

(2) 被告

光保証は、平成 19 年 6 月 13 日、原告の栄光に対する本件借入残金 38 万 1 9 7 9 円を代位弁済したが、栄光訴訟の判決により栄光取引が過払いであることが確定し、本件借入残金 38 万 1 9 7 9 円は消滅したものである。

5 争点(2) (本件債権譲渡につき、被告が本件借入残金が存在しないことを知っていたか、知らないことに過失があったか。) 及び争点(3) (被告が本件債権譲渡に基づき原告に本件借入金残金の支払を請求したことになるか。) に関する当事者の主張

(1) 原告

被告は、本件債権譲渡の通知書 (甲第 1 号証) に、債権譲受人として名前を出し、原告に対し、支払を請求しており、被告には不法行為が成立する。

(2) 被告

被告は平成 23 年 6 月 23 日に光保証から債権を譲り受けたものである。

が、債権譲渡通知は債権譲渡人が行うもので債権譲渡通知に債権譲受人である被告の氏名が明記されているのは当然である。

被告が譲り受けた債権の中には本件借入残金債務は当然含まれていないにもかかわらず、光保証の債権管理の乱雑及びデータ管理意識の欠如により光保証が債権譲渡通知を誤発送したもので、被告は本件訴状を受領するまで本件債権譲渡の通知書の存在を知らなかったものである。

以上のとおり、本件債権譲渡の通知書は光保証が誤発送したもので、被告からの支払請求書ではなく、被告は請求行為をしておらず、したがって架空請求ではない。

第3 争点等に対する当裁判所の判断

1 争点(1) (本件借入金及び本件借入残金の有無)

(1) 被告は、第2の4の(2)のとおり主張するが、第2の2の(1)～(3)で認定したとおり、栄光訴訟は栄光取引についての過払金返還請求訴訟であり、栄光が取引履歴を開示したのは栄光訴訟提起後であって(甲13及び甲14の1並びに弁論の全趣旨から、平成19年8月6日以降、同月8月31日の間)、取引履歴を開示した時点では、被告の主張及び本件債権譲渡通知書を前提とすれば、栄光は本件借入金50万円を貸し付けていたことになるのであるから、当然に栄光が開示した取引履歴に本件借入金の記載及び平成19年6月13日の38万1979円の弁済の記載があるはずである(借主が貸金業者取引履歴の開示を請求するのは、全取引について開示請求をするものである(経験則))。しかしながら、栄光訴訟において栄光が開示した取引履歴に本件借入金の記載はなかったことが認められる(甲2, 9)。

(2) 上記(1)の結果、光保証が平成19年6月13日に原告の栄光に対する本件借入残金38万1979円を代位弁済した事実も認められないことになる(光保証が代位弁済したのであれば、栄光訴訟において栄光が開示した取引履歴(甲第9号証)にその旨の記載があるはずである。)

(3) 以上により、本件借入金は存在せず、したがって本件借入残金は存在しないことになり、その結果、光保証による代位弁済もあり得ないことになる。

2 争点(2) (本件債権譲渡につき、被告が本件借入残金が存在しないことを知っていたか、知らないことに過失があったか。) 及び争点(3) (被告が本件債権譲渡に基づき原告に本件借入金残金の支払を請求したことになるか。)

(1) 第2の2の(6)で認定したとおり、光保証は栄光の貸金について借主との間で信用保証委託契約を締結しているものであるところ、貸金業界においては貸金業者と信用保証業者とが緊密な関係にあることは、経験則上明らかなどころであり、光保証は本件借入金存在せず、したがって本件借入残金は存在しないことは分かっていたと認められる(光保証が本件借入残金を代位弁済した事実が認められないことは、上記1で認定したとおりである。)。そうすると、光保証は、架空の債権を被告に譲渡したことになる。

(2) 被告は、本件債権譲渡の通知書は光保証の誤通知である旨主張するが、本件債権譲渡の通知書である甲第1号証には、第2の2の(9)で認定したとおり、本件借入金、本件借入残金、光保証の住所・社名・代表者名の記載及び光保証の社印の押印の他に、被告の住所・社名・電話番号、本件借入残金の振込口座として「りそな銀行横浜支店、普通預金口座、口座番号：1677677、口座名義人：被告」の記載があることから、被告が光保証に、被告の金融機関名・口座の種類・口座番号・名義人といった情報を提供していたと認められる。

被告は、さらに、光保証から譲り受けた債権の中に本件借入残金債務は当然含まれていないにもかかわらず光保証の過誤により本件債権譲渡の通知書が發送されたものである旨主張するところ、その趣旨は光保証から譲り受けた複数の債権の中に、光保証の過誤により、消滅した本件借入残金債務が含まれていたというものと解される。しかしながら、本件債権譲渡の通知書である甲第1号証には、前記認定事実の外に、社印という性質上、管理・保管

が極めて嚴重であるはずの被告の社印が押印してあるのであり、本件債権譲渡の通知書の作成及び原告への発送について被告が大きく関与していることは明らかである。

したがって、被告は、本件債権譲渡の通知書の作成及び原告への発送に際して、本件借入金の有無及び本件借入残金の譲り受けの有無について容易に確認できるのに（特に本件借入残金の譲り受けの有無については被告は債権の譲り受けに際して対価を支払うのであるから容易に分かるはずである。）、適切な確認をしなかったものであるといえる。

- (3) (1)及び(2)により、被告は、本件債権譲渡につき本件借入残金が存在しないことを知っていた、少なくとも、知らないことに過失があったといえる。
- (4) 本件債権譲渡の通知書である甲第1号証には、被告の住所・社名・電話番号、本件借入残金の振込口座として「りそな銀行横浜支店、普通預金口座、口座番号：1677677、口座名義人：被告」の記載及び被告の社印が押印してあり、さらには、今後の支払は被告の口座に振り込むよう指示する旨の文言がある（甲1）のであるから、被告が本件債権譲渡に基づき原告に本件借入金残金の支払を請求したことになる。
- (5) 以上の事実から、本件債権譲渡の通知は、架空請求であって不法不当なものであると認める。

3 争点(4) (慰謝料額及び弁護士費用相当損害金の額)

- (1) 証拠（甲6）によれば、原告は高齢（長女の年齢から推認）で軽い認知症が出ており、嫁いでいる長女（昭和34年生まれの52歳）が原告方に同居して生活しているものであることが認められる。
- (2) 原告は、第2の2の(8)で認定したとおり、本件債権譲渡の通知書（甲第1号証）を平成23年6月24日に受領したところ、証拠（甲3）によれば、原告は、遅くとも、同月28日には本件債権譲渡の通知に関し、原告訴訟代理人板根弁護士に相談したことが認められる。平成23年6月24日は金曜

日であり同月28日は火曜日であるから（したがって同月25日は土曜日、26日は日曜日）（顕著な事実）、原告は本件債権譲渡の通知書（甲第1号証）を受領後直ちに原告訴訟代理人板根弁護士に相談したと認められる。

(3) 原告としては、栄光訴訟において栄光取引に関し、栄光に対する支払義務がなく、過払金返還請求が認められたのに、栄光訴訟の判決の約3年半後に本件債権譲渡の通知書（甲第1号証）を受領したものであり、いわば「寝耳に水」の状態になったことは容易に認められ、その結果、上記(2)のとおり、原告訴訟代理人板根弁護士に相談したと認められる。

(4) 仮に、長女が不在のときに原告自身が本件債権譲渡の通知書を受領した場合には、原告が本件債権譲渡の通知書に基づき弁済した可能性があったことは否定できない。

(5) 以上認定した全事実から、被告の本件債権譲渡の通知による架空請求によって原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は10万円が相当である。

(6) 原告は、栄光訴訟において解決した栄光取引に関し、栄光に代位弁済したとする光保証から被告に本件債権譲渡をしたという本件債権譲渡の通知及び支払の請求を受けたものであり、その解決には弁護士に委任せざるを得なかったものと認められる。これらの事情から、本件においては、1万円が弁護士費用相当損害額と認めるのが相当である。

(7) 小括

以上により原告の損害は11万円と認める。

第4 結論

以上の次第であり、原告の請求は主文掲記の範囲内で理由がある。

広島簡易裁判所

裁判官 大田達雄

これは正本である

平成23年12月13日

広島簡易裁判所

裁判所書記官

舛田美

